

現在検討中の基準	内容	各国の対応
(2) コーデックスで使用 する分析用語に関 するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、コーデックスで使用される分析用語の見直しを行うものであり、最終的には、コーデックス手続きマニュアルに掲載されるものである。 ・2006年の総会で新規作業として承認された案件 	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回会議(2006年:H18年) <ul style="list-style-type: none"> ・各用語について本部会が改訂作業が必要なもの他機関の改訂状況を見るものを区別した文書が米国から提出され、CRD14を基に文書を改訂してCLを実施(Step3)することとなった。 ・第29回会議(2008年:H20年) <ul style="list-style-type: none"> ・整合性等の観点から多くの意見が出されたため、付属文書I(今回合合で議論するための分析用語の定義)と付属文書II(さらなる検討が必要とされた分析用語の定義)に記載されている用語のうち、合意し得る46個の分析用語のみを抜き出し、ひとつの付属文書に取りまとめた上で、Step5に進めることと合意された。
(3) a) コーデックス規格の 分析法条項の承認		<ul style="list-style-type: none"> ・第25回会議(2004年:H16年) <ul style="list-style-type: none"> ・ISOの個別手法に年号を記載するか否かについて議論が集中。 ・日本、チエユ、欧州連合等の各国から意見が出され、来年までは、年号記載を堅持することとなった。 ・第27回会議(2006年:H18年) <ul style="list-style-type: none"> ・Ad Hoc会議の中で各個別食品部会から申請された「規格分析法案」についての検討・承認案(CRD1)が提出され、承認された。 ・この中で、「即席種」の水分析法については、日本案の条件(105℃乾燥)が採用され、Type Iの分析法として承認された。 ・第29回会議(2008年:H20年) <ul style="list-style-type: none"> ・本部会に先だって開催された作業部会の議長を務めた Roger Wood 博士(英国)が作業のレポートを紹介し、それに基づいて議論が進められた。その結果、以下の食品の規格に関連し、更新を含め100以上の分析法が承認された。 ・Tehena 関連食品規格 ・乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格 ・ジュゼン規格 ・乳・乳製品規格 ・分析法を検討する際の分析者の安全や環境への影響に配慮する観点からの議論があり、分析法の安全性は GLP を通じて担保されるべきであるものの新しい分析法を検討する際には、安全性についても考慮に入れるべきであるとされた。

現在検討中の基準	内容	各国の対応
b) 関連する分析法を同一とみなすための規 準を策定するための ガイドライン		<p>・第29回会議(2008年: H20年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、本議題のタイトルは「微量元素分析法の規準への変換」であったが、対象を微量元素に限らず、他の分析対象にも広げたためタイトルを変更した旨説明された。 ・作業文書作成主体の NNMKL (Nordic Committee on Food Analysis) から、以下の説明がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ・セクション 1 は、クライテリア・アプローチを実施する場合のマニュアル改訂を目指して準備されたものであること。 ・セクション 2 は、クライテリアを設定する際より具体的なガイドラインであること。 ・セクション 3 はクライテリア・アプローチによる評価を微量元素分析法にあてはめた場合の考え方であること。 ・セクション 1 については、いくつかの国から示された回収率の考え方や等に対する意見に基づき修正された案を改訂案として、第 31 回総会に諮ることで合意された。 ・セクション 2 については、ガイドラインとするのか、手続きマニュアルに掲載するののかも含めて次回議論することとされた。 ・セクション 3 については、この作業を進めるに当たって、既に承認された個別分析法の中で、本来満たすべき一定の性能基準を満たしていない分析法があることが明らかになったため、それらの分析法については、承認を取り消すことで合意された。

現在検討中の基準	内容	各国の対応
<p>(4) バイオテック/ロジック応用食品の検出と同定に関する分析法の基準</p>	<p>・第24回会議において、遺伝子組み換え体の検出法のクライテリアを作成することが合意されたことを受け、バイオテック/ロジック応用食品特別部会から提出された分析法について検討することとなった。</p>	<p>・第24回会議(2002年:HI4年) ・特別部会から提出された分析法の承認については、遺伝子組み換え体の検出法の基準作成後ということになった。 ・分析法に関する一般提案と基準¹⁾については、ドイツ及び英国を中心としたWGを設置し、次回会合までに文書を作成することとなった。</p> <p>・第25回会議(2004年:HI6年) ・議長国である英国が提案した基準について説明。 ・米国は提案法内に immunoassay method が含まれていないことを指摘。 ・日本は、提案された基準が化学的な定量分析を基本としているため、分析結果の不確かさが増大することを考慮する必要があることを指摘。 ・その結果、英国及びドイツを中心としたWGにおいて次回会合までに基準を再提案することとなった。</p> <p>・第26回会議(2005年:HI7年) ・WGが改訂した作業文書をバイオテック/ロジック応用食品特別部会に送付すべきか否かが争点となったが、WGで再改訂し、次回の部会で検討することに落ち着いた。</p> <p>・第27回会議(2006年:HI8年) ・WGが改訂した資料に対して日本をはじめ米国、EC、韓国などから多数のコメントが提出された。 ・米国は本件の検討をFAOに送致することを提案したが、FAOにはそのような手順はないという事で却下された。 ・その結果、本件は引き続きCCMASで検討されることになり、英国とドイツが各国コメントを踏まえて再度資料を改訂することになった。</p> <p>・第28回会議(2007年:HI9年) ・今後の作業の進め方について新規作業とすることに賛同する意見が多く、ドイツと英国主導の電子作業部会が討議文書の改訂と新規作業プロジェクトの作成を進めることとなった。</p> <p>・第29回会議(2008年:HI20年) ・電子作業部会の座長であるドイツより、討議文書の概要が説明された上で、政府向けガイドラインの作成を新規作業とする旨の提案があった。 ・米国より、ユースタスに当該分析法の検討を行う条項がないこと、において取り組みがあることなどから、FAOにおいて専門家会合のレポートを作成してもらおうべきとの意見が出された(豪、ニュージーランドが支持)ものの、新規作業提案を次回総会に諮ることで合意された。</p>

現在検討中の基準	内容	各国の対応
(5) 測定の不確かさ及びサンプリングの不確かさに関する指針	<p>・第29回総会において「分析結果の活用: サンプリング計画及び分析結果・測定の不確かさ・回収率とコーテックス規格の条項の関係」を手続キヤンペーンに記載することが承認された。</p>	<p>・第29回会議(2008年: H20年)</p> <p>・「測定の不確かさ」に関する討議文書について、電子作業部会の座長である英国より、本文書の目的は、不確かさの推定方法を記述することではなく、推定結果をどのように活用するかを記述することである旨説明があり、合意が得られれば新規作業として進めたい旨発言があった。</p> <p>・ニューゼーランド等から既存の「サンプリング一般ガイドライン」等、関係文書との統一性に懸念があることから新規作業とすることについては慎重に検討するべきとのコメントがあったものの、追加で提出されたプロジェクトキヤンペーンを一部改訂した上で、「測定の不確かさ」についてのガイドライン(GL54-2004)に対する注釈(必要に応じて GL54 の一部を改訂)としてのガイドラインの作成を新規作業として次回総会に諮ることで合意し、英国を座長とする電子作業部会でガイドライン原案を作成し各国にコメントを求める(Step 3)予定である。</p> <p>・一方、「サンプリングの不確かさ」に関する討議文書については、引き続き英国を座長とする電子作業部会で討議文書の改訂を行うことで合意された。</p> <p>・乳・乳製品部会(CCMMP)から、試験室間に有意な測定誤差が存在する際の乳製品のサンプリング計画に関して一般的な問題として検討できないか助言を求められていた件について、サンプリングの不確かさについての問題と併せて検討すべきとし、ニューゼーランドが討議文書を作成することとなった。</p>
(6) コーテックス規格の特定の条項に關与しない分析方法に関するCCMASの役割についての討議文書		<p>・第29回会議(2008年: H20年)</p> <p>・本部会の委託事項を変更する提案に対し、我が国より、提示された問題点は何らかの形で対応済みであること、もし必要な場合には総会等から依頼があれば、本部会で議論が可能であることから変更の必要はない旨を発言したところ、多くの国に支持され、本提案は新規作業とはしないこととなった。</p>

現在検討中の基準	内容	各国の対応
(7) 分析結果の活用について		<ul style="list-style-type: none"> ・第24回会議(2002年:H14年) ・当該問題の重要性を認識し、この文書を個別食品部会、及DCC/FICSIに送付し、進め方の意見を問うこととなった。
(8) 単一試験所における分析法妥当性確認試験	<ul style="list-style-type: none"> ・共同実験により分析法の妥当性確認が困難な場合には、単一の試験室でそれを確認することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第24回会議(2002年:H14年) ・「ガイドラインに含まれる定義は、当該ガイドラインのみに適用し、他のコーデックの目的のために、手続きマニユアルの定義が使われる」とのノートを加え、参照文書としての採択を総会に諮ることを決定した。 ・手続きマニユアルに記載されている用語と定義についてコメントを求め、それに基づいてマニユアルの改訂作業を行うことを決定した。
(9) 微量元素分析法の分析法評価基準への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・微量元素分析法の性能基準を策定しようというもの ・コーデック規格の試験法を「方法指定」から「Criteria Approach」に移行する方向性に従った事例。 ・Criteria Approach とは、試験法を限定するのではなく、定められた性能基準を満たす試験法であれば、使用できるとする考え方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第26回会議(2005年:H17年) ・NMKL から微量元素分析法の性能に関する基準原案を含む作業文書が提示され、複数の国が支持。 ・当該作業及び文書の位置づけが不明確であることから、新規作業として取り上げるか否かを含め、次回検討することとした。 ・また、スウェーデンを議長国とし、日本を含むWGでドキュメントの改訂を行うこととした。
(10) サンプリングの不確かさ	<ul style="list-style-type: none"> ・当部会ですでに策定している「一般サンプリングガイドライン」に続くものとして第27回会議(H18)で英国から提案された議題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回会議(2006年:H18年) ・サンプリングの不確かさ情報は有用であるものの、本議題を検討することについて参加国の関心は決して高いとは言えず、状況である。 ・近々EURACHEM から発行される報告書に関連の記事があるとの情報から、当該報告書の内容を確認した上で、次回部会で本件を今後CCMASで取り上げるか否かを判断する予定である。

現在検討中の基準	内容	各国の対応
(11) ダイオキシン類および類似PCB類の定量分析法	<ul style="list-style-type: none"> 食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)の要請を受け、ダイオキシン類の分析法について議論している。 	<ul style="list-style-type: none"> 第25回会議(2004年:H16年) <ul style="list-style-type: none"> 提案国であるドイツから、前回以降新たな分析法が出現したこと、加盟国からの情報提供が無く、文書が遅れたことが説明された。 その結果、加盟国に対し事務局から情報提供依頼の回付文書(CI)を準備し、次回会合までにドイツが文書を作成することになった。 第26回会議(2005年:H17年) <ul style="list-style-type: none"> 作業文書作成担当のドイツから各国の情報提供が不十分であること、現在妥当性確認作業進行中の分析法があることなどが報告された。 その結果、部会の現状を食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)に報告してCCFACの意向を確認するとともに、ドイツが性能基準の要素を加えて文書を改訂することになった。 各国にはダイオキシン類の分析法に関する情報提供が求められた。 第27回会議(2006年:H18年) <ul style="list-style-type: none"> CCFACからの回答が報告されたが、真意が十分把握できなかったとして再度CCFACに意向確認を行うことになったが、その後CCFACが開催されていないことから、次回持ち越しとなった。 なお、討議資料にはドイツと米国の分析法情報しか記載されていたが、日本と韓国からもダイオキシン類の分析法に関する情報が提供されている。 第29回会議(2008年:H20年) <ul style="list-style-type: none"> 2年前から中断していた作業を議題として再開することで合意した。 ドイツ主導の電子作業部会がCCCFからのコメントをふまえて以前の討議文書を改訂することとなった。

3. その他の事項及び今後の作業

現在検討中の基準	各国の対応
○ ダイオキシン類およびコプラナーPCB類の分析法	<ul style="list-style-type: none"> 第29回会議(2008年:H20年) <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類及びコプラナーPCB類の分析法については、汚染物質部会(CCCF)からの求めに対して対応する必要があることから、ドイツを座長とした電子作業部会が、各国の分析法を検討した上で、必要であればクライテリア・アプローチによる評価についても検討することで合意された。 議題5b)「微量元素分析法の規準への変換」セクション3におけるダイオキシン類及びコプラナーPCB類の分析法の例示は削除されることとなった。

食品表示部会における国際規格の策定プロセスに関する研究

分担研究者 小池創一 東京大学医学部附属病院 企画情報運営部 准教授

〔研究要旨〕

コーデックス委員会で策定された国際規格は、WTO（世界貿易機関）協定の1つである SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において、WTO 加盟国が準拠しなければならない国際規格であることから、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できることが重要である。

本分担研究は、コーデックス委員会の中で「食品表示部会（Codex Committee on Food Labeling (CCFL)）」を扱い、主要議題のうち「FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について」及び「遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案」を中心に、同部会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理を行った。

A. 研究目的

コーデックス委員会は、食品添加物、残留農薬、といった検討分野ごとに約 30 の部会から構成されており、それぞれの部会で要求される専門分野が多岐にわたること、また、年々、確率論的モデルに基づく定量的リスク評価結果に基づく規格の策定など、高度に専門的な内容を含むアプローチが採用されてきていること、議論が長期にわたり経緯が複雑になっているものもあることなどから、それらを踏まえた対応を行う必要がある。

これらの問題点を解決するため、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できるように、コーデックス委員会の中で「食品表示部会（Codex Committee on Food Labeling (CCFL)）」について、これまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理を行うことを目的とした。

B. 研究方法

CCFL および関連する国際機関（WHO）等の

会議資料・関連資料を収集・分析した。

なお、CCFL については、近年開催された第 30 回（2002 年 5 月）から第 36 回（2008 年 4 月）までの会議資料を分析対象とした。

C. 研究結果

1. CCFL によるこれまでの重要決定規格等
- (1) 包装食品の表示に関する一般規格 (stan.1-1985)
- (2) 販売される食品添加物一般表示規格 (stan.1-07-1981)
- (3) 強調表示に関する一般ガイドライン (GL.1-1979)
- (4) 栄養表示に関する一般ガイドライン (GL.2-1985)
- (5) 有機的に生産された食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン (GL.32-1999 Rev.1-2001)
- (6) 過敏症の原因となる食品に関する包装食品一般表示規格の一部改正 (1999 年総会で採択) Stan.1-1985 (に section 4,2,1,4 として追加)

2. 現在検討中の議題

- (1) FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
- (2) コーデックス規格案における表示事項の検討
- (3) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
- (4) 遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
 - a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義
 - b) 遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定
- (5) 包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示
- (6) 誤認させる食品表示に関する討議資料
- (7) 栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案
- (8) 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

3. 検討終了した議題

- (1) 包装食品の表示に関する一般規格（クラスネーム）の修正案
- (2) 栄養表示のガイドライン（栄養素リスト）に関する修正素案
- (3) 健康強調表示の使用に関する勧告案
- (4) 健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案
- (5) 原産国表示に関する検討資料
- (6) 表示とトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する検討
- (7) 広告に関する討議資料
- (8) トランス脂肪酸の定義に関する検討
- (9) トランス脂肪酸の定義原案

4. step 8 としてコーデックス総会に諮られた事

項

- (1) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
 - ・クライテリアの改訂
 - ・付属書 2 の改定案：表 1、表 2
 - ・付属書 2 の改定案：表 3（合意を得られた物質のみ）
 - ・使用許可資材にエチレンの追加（キウイフルーツとバナナに限る）
- (2) 包装食品の表示に関する一般規格（クラスネーム）の修正案
- (3) 栄養表示のガイドライン（栄養素リスト）に関する修正素案
- (4) 健康強調表示の使用に関する勧告案
- (5) 健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案
- (6) トランス脂肪酸の定義原案（step 5）

（参考）コーデックス食品規格作成ステップ

STEP1	総会が執行委員会による作業評価結果を考慮して規格作成を決定する
STEP 2	事務局が規格原案の手配をする
STEP3	提案原案について各国のコメントを求める
STEP4	部会が規格原案を検討する
STEP 5	規格原案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格原案の採択を検討する
STEP6	規格案について各国のコメントを求める
STEP7	部会が規格案を検討する
STEP 8	規格案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格案を検討し、コーデックス規格として採択する。

5. 重要事項についての進捗状況

- (1) 遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案

遺伝子組換え/遺伝子操作技術(GM/GE)由来食品及び原材料の表示に関するガイドラインについては、1993年以降議論が行われている。

2008年1月に開催された作業部会では、既存のコーデックス規格等のGM/GE食品の表示に関連しうる部分を基にGM/GE食品表示についての文書(新ガイドライン案)が作成されたが、タイトルや冒頭部分の書きぶりについての合意は得られていなかった。

2009年のCCFLでは、従前のガイドライン原案に代えて、新ガイドライン案を基とした検討を進めていくことが合意されるとともに、そのタイトルを、その性質に鑑み、「ガイドライン」ではなく「提言(Recommendations)」とすることが合意された。

議論の過程では、

- ① 各国は異なる法律、規則、社会的枠組みの下で異なるアプローチをとっており、これまで長い間議論を続けてきたが合意の見込みもない
- ② 新ガイドライン案に既存の文書の関連部分を抜粋した表があるが、これらは、すでに存在している文書の抜粋であり別途ガイドラインを作る必要性が薄い

ことを根拠に、米国はコーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出すべきとの主張を行った。(アルゼンチン、メキシコ、カナダ他産業界側NGOが賛成)。

一方、新ガイドライン案は15年間の議論の成果であり、従前のガイドライン原案と差し替えて議論を進めることをECは主張した。(ノルウェー、マレーシア、ブラジル、ナイジェリア等多くの国がこれを支持。我が国も、合意に向けた努力が必要であり、新ガイドライン策定に向けた作業を支持。)

(2) FAO及びWHOからの提出事項：食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略の実施

について

CCFLは、2004年5月のWHO総会において採択され、生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した「食事、運動及び健康に関する世界的な戦略」の実施のため、CCFL本会議に加えて、作業部会において議論が行われている。

作業部会では、

- ① 全ての包装食品に係る栄養表示の義務化
- ② 栄養強調表示をした際に必須表示となる栄養成分リストの拡大
- ③ 栄養表示及び健康表示の表示方法に関する追加基準の策定
- ④ 果実、野菜、穀物、添加された糖類に係る量的表示について

検討を行い、栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)との連携の上で実行すべき作業を明らかにすることとされた。

2008年のCCFLにおいては、作業部会の結果を支持するとともに、以下の事項が合意された

- ① 栄養表示ガイドラインのセクション3.1及び3.2の改訂を新規作業とすることを総会に提案し、電子作業部会を立ち上げる。まず、WHOの戦略に基づく栄養成分リストの拡大を検討し、義務化するための問題点等を把握する討議文書を作成する。

- ② 読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準

表示の読みやすさに関する規程及び原則を策定することを新規作業として総会に提案し、電子作業部会で検討することが合意された。

- ③ 1.5 非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量策定
新規作業の提案は行わないこととされた。

- ④ 3.1 量的表示

WHO戦略の実施にあたって修正されるべき食品表示に関するコーデックス規格の検討

や CCFL によって行われるべき作業を特定する等の目的で、電子作業部会で討議資料を作成することが合意された。

また、2009年(第37回)CCFLの直前に、

- ① 栄養成分リストの拡大や表示の義務化に関する問題点
- ② 栄養表示の読みやすさに関する基準又は原則の策定
- ③ WHO 戦略との関係で検討すべきコーデックスの表示規定

を検討するため作業部会が開催されることとなった。

D. 考察

食品表示部会の任務は

- (1) すべての食品に適用できる表示に冠する規定案を作成する。
- (2) 食品規格、取扱規範及びガイドラインを作成する各食品別の規格部会によって作成された特定の表示規定案を検討する。その結果、必要があれば修正して、承認する。
- (3) コーデックス委員会が当部会に指示した特定の表示問題を研究する。
- (4) 食品の広告において、特に強調及び誤解を招く記述事項に関する問題を研究する。

ことであり、カナダが議長国となって議論が進められている。

本年度は、これまでのCCFLにおける議論についてまとめるとともに、重点項目として「遺伝子組換え/遺伝子操作技術(GM/GE)由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案」及び「食事、運動及び健康に関するWHOの世界戦略」およびについて議論の経過をまとめ、考察を加えることとした。

「遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案」に関しては、新ガイドライン案はこれまでの議論の成

果であり、従前のガイドライン原案と差し替えて今後とも議論を進めることを主張するEUとコーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出すべきとの主張を行った米国との立場の違いが目される。

この立場の違いには、ヨーロッパとアメリカのGM食品に関する基本的な立場の違いがあるものと考えられる。

EUは過去においては『新規食品及び新規食品成分に関する規則(258/97/EC, the Regulation on Novel Foods and Novel Food Ingredients of 27 January 1997)』では、GMO由来の食品でも、GMOを含まず、従来食品と同等と判断されるものに対しては表示義務が課せられていなかった。その後、GM表示に対する消費者の要求・消費者の知る権利の重視から2003年7月の示・トレーサビリティ規制 Regulation (EC) No 1830/2003)では最終製品が組換えDNAを含むか否かに係わらず、GMOから製造された食品・飼料に表示義務を課すとしたGM食品に関する表示制度が極めて非常に厳格な規制をもつこととなった。

一方、アメリカは、Genetically Engineered (GE) もしくは Bioengineered に対して特別な法規制はなく、食品に適用される表示制度の中で管理されている。この背景には92年5月に発表された「新たな植物品種由来の食品に関する政策指針」に基づき、GE技術は従来の育種の延長であるという考えがあり、GE技術という生産・製造手段 (production method) を使うこと自体が、その食品の物質的情報として消費者に提供しなければならないものとは捉えられていないのであるとされている。この考え方の延長として、非GMだから安全だとか優れているというような印象を与えるような表示も、消費者の誤認を招くのですべきではないとしている。

「食事、運動及び健康に関するWHOの世界戦略」は、2004年5月の第57回WHO総会に

において採択されたもので、コーデックスとの関係では、パラグラフ4において、「本戦略の目的に沿って食品の健康基準を改善するために、コーデックス委員会に対し、その運営上の委任事項の枠組み内で取り得るエビデンスに基づく対策措置について、今後も詳細な検討を継続するよう要請する。」とされていることに基づくものである。本議題は、表示部会（CCDL）とともに栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）でも議論されており、今後の議論の推移が注目される。

E. 結論

コーデックス委員会で策定された国際規格は、WTO（世界貿易機関）協定の1つであるSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において、WTO加盟国が準拠しなければならない国際規格であることから、我が国における食品安全

に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できることが重要である。

我が国の生活にも密接にかかわることから、今後とも、コーデックス委員会の中で食品表示部会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理を続けてゆくことが重要である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

CODEX「食品表示部会 (Codex Committee on Food Labeling (CCFL))」の
これまでの議論の経緯

事 項		経 過	
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン	クライテリアの改訂	step 8	第31回部会で合意 第26回総会に諮る
	付属書2の改定案：表1、表2	step 8	第32回部会で合意 第27回総会に諮る
	付属書2の改定案：表4	作業中止	第33回部会で合意
	付属書2の改定案：表3（合意を得られた物質のみ）	step 8	第34回部会で合意 第29回総会に諮る
	付属書2への資材追加の順序に関する検討（資材評価方法の検討）	作業中止	第34回部会で合意
	エチレンの追加	新規作業提案	第34回部会で合意 第29回総会に諮る
	付属書2の改訂案：表1（チリ硝石）	作業中止	第35回部会で合意
	エチレンの追加（キウイフルーツとバナナ）	step 8	第36回部会で合意 第31回総会に諮る
	付属文書2からのロテノンの削除	新規作業提案	第36回部会で合意 第31回総会に諮る
遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示	包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義	step 7	第36回部会
	遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定	Step 4	第36回部会
包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示		step 7	第36回部会
誤認させる食品表示に関する討議資料		作業保留	第32回部会で合意
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案		step 7	第36回部会
規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料		—	第36回部会
包装食品の表示に関する一般規格（クラスネーム）の修正案		step 8	第31回部会で合意 第26回総会に諮る
栄養表示のガイドライン（栄養素リスト）に関する修正素案		step 8	第31回部会で合意 第26回総会に諮る
健康強調表示の使用に関する勧告案		step 8	第31回部会で合意 第26回総会に諮る
健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案		step 8	第32回部会で合意 第26回総会に諮る
原産国表示に関する検討		作業中止	第33回部会で合意
表示とトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する検討		作業中止	第32回会議で合意
広告に関する討議資料		新規作業提案	第34回部会で合意 第29回総会に諮る
トランス脂肪酸の定義に関する検討		新規作業提案	第33回部会で合意 第28回総会に諮る
トランス脂肪酸の定義原案		step 5	第34回部会で合意 第29回総会に諮る

主要議題の検討概要

(1) FAO 及び WHO からの提出事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略 (The WHO Global Strategy on Diet, Physical Activity and Health) の実施について

主な検討内容	現状
① 栄養表示に関するガイドラインのセクション 3.1 の改訂 (適用)	第 36 回会議 (H20; 2008 年) 電子作業部会を設置し、1) 食事と運動と健康に関する WHO 世界戦略の勧告に鑑み、常に表示される栄養素のリストを検討した文書を作成する、2) 加盟国の経験を考慮に入れ、栄養表示義務に関する本部会の議論で出された問題や懸念について、その概要を示した討議文書を作成する。
② 栄養表示に関するガイドラインのセクション 3.1 の改訂 (表示すべき栄養素)	第 36 回会議 (H20; 2008 年) 栄養表示ガイドラインのセクション 3.1 及び 3.2 の改訂を新規作業とすることを総会に提案し、電子作業部会を立ち上げ、まず、WHO の戦略に基づく栄養素成分リストの拡大を検討し、義務化するための問題点を把握する討議文書を作成することが合意された。改訂の過程で以下の問題を検討することで合意した：(i) 地域の食習慣を考慮に入れた上で、国際レベルで検討するにふさわしい栄養素はどれか、(ii) 栄養素のリストを作成するにあたり、他にどのような要因を考慮すべきか (一部の栄養素を含める、あるいは除外する根拠を含む)。
③ 栄養表示の読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準	第 36 回会議 (H20; 2008 年) 米国代表団が電子作業部会を指揮し、栄養表示の読みやすさに関する一般的な規準又は原則を作成する。これらの規準又は原則の作成は、本ガイドラインの改訂に関する新規作業の一環として行われる。
④ 非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量 (Nutrition Reference Value, NRV) 策定	第 36 回会議 (H20; 2008 年) CCNFSDU は、ビタミン類及びミネラル類の NRV 改訂に関する新規作業実施に合意したが、他の栄養素の検討については合意に達しなかった。新規作業の提案は行わないこととされた。
④ 原材料の量に関する表示	第 36 回会議 (H20; 2008 年) ノルウェー代表団が電子作業部会の指揮をとり、以下の目的で討議文書を作成する：1) 食事と運動と健康に関する世界戦略の実施に関する WHO/FAO の活動計画案 (CL2006/44-CAC) に鑑み、食品表示に関するコーデックス文書に必要な改訂はどれかを検討する、2) 本世界戦略に明示された食品成分について検討する、3) これらの活動項目に関して CCFL が行うべき作業を明確にし、提案する、4) 既存のコーデックス文書の中で、本世界戦略に明示された食品成分を扱う可能性のある食品表示に関するパラグラフを特定する
⑤ 作業部会の設置	第 36 回会議 (H20; 2008 年) 次回 (第 37 回会議:2009 年) CCFL の直前に ・任意もしくは義務に基づき常に表示される栄養素リストに関して、栄養表示に関するガイドラインの改訂を行うこと、及び栄養表示義務に関する問題を討議すること ・栄養表示の読みやすさに関する規準/原則を設定すること ・食事と運動と健康に関する世界戦略に明示された食品成分を扱う表示規定を検討するため作業部会が開催されることとなった 第 35 回会議 (H19:2007 年) FAO 及び WHO が準備した新規作業案について更なる検討が必要な項目についてカナダ、アルゼンチン及びドイツを共同議長とする作業部会を設置

	<ul style="list-style-type: none">・全ての包装食品に係る栄養表示の義務化・栄養強調表示をした際に必須表示となる栄養成分リストの拡大・栄養表示及び健康表示の表示方法に関する追加基準の策定・果実、野菜、穀物、添加された糖類に係る量的表示 <p>について検討を行い、本部会が栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）との連携の上で実行すべき作業を明らかにすることとされた。</p>
--	--

(2) 遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示

- a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案(遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案): 定義
 b) 遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案: 表示規定

主な検討内容	各国の対応
<p>a) 定義</p> <p>b) 表示適用対象: 3つの選択肢</p> <p>① 商品の組成、栄養価、用途等が異なる場合のみに表示</p> <p>② ①に加え遺伝子組み換え技術により得られたDNAまたはたんぱく質が存在する場合も表示</p> <p>③ 遺伝子組み換え技術で得られたDNA等が存在していない場合も表示(全ての場合について表示)</p> <p>・ 閾値水準(加工食品の混入率、意図せざる混入)</p>	<p>○本ガイドライン策定については、1993年以降議論してきている</p> <p>第30回会議(H14; 2002年)</p> <p>a) ガイドラインの目的(用語の定義)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CTFBTとCartagena Protocolとの整合性の観点からは、Modern BioTechnologyとすべき(米、加、豪、アルゼンチン等) ・ 消費者の分かりやすさの観点からは、Genetically modified/engineeredとするべき(EU、消費者団体等) ・ MBを基本としながらも、GM/GEを否定するものではない(日本) ・ 「定義は定義であり、表示は各国がこれに縛られることなく選択可能」と脚注を追加することをスペインが提案 ・ 定義が4つ複雑に存在する構造(遺伝子組み換えにより得られた食品及び食品材料、有機体、GM/GE、MB)に疑問(米国) ・ 意見の調整がつかず、定義と表示(用語)を別々とする調整案が出され、引き続きstep6として、次回検討する。 <p>b) 適用の範囲(追加的義務表示)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国は生産過程のみを根拠とした表示に反対し、遺伝子組み換えの結果として、食品の栄養素・構成が変化する場合に限定するべきとした。豪・加らがこれを支持。 ・ EU諸国は、消費者の知る権利を根拠にすべての場合の表示を主張。 ・ 意見の調整がつかず、引き続きstep3として、次回検討する。 <p>第31回会議(H15; 2003年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長からWGの設置について提案があり、WGの是非が検討された、日本を含めた23カ国で構成されるWGが開催されることとなった。 <p>第32回会議(H16; 2004年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同議題の取扱に関するWGの報告(WGには日本を含め18カ国が参加) ・ 製造方法による表示の有無の決定についてはガイドラインを2つに分割すべきとの意見と、製造方法による表示についても同時に議論を進めるべきとの意見の隔たりが大きく、合意に至らなかった。 ・ 製造方法による表示の有無の決定についてはガイドラインを2つに分割すべきとの意見(米、カナダ) ・ 製造方法による表示についても同時に議論を進めるべきとの意見(EU諸国、日本) ・ 再度WGを設置することが提案されたが、EUがWGの設置そのものに反対し、設置されないこととなった。 <p>第33回会議(H17; 2005年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務表示の対象について、以下の点が主要な論点となった。 <ol style="list-style-type: none"> ① 栄養素が著しく変化した場合などに限るべきという意見(米国、アルゼンチン、メキシコ、フィリピン、タイ) ② 栄養素などが著しく変化していなくとも、遺伝子組換え技術で作られた農産物やそれを原材料として製造した食品も含めるべきという意見(EC諸国、途上国、我が国等)

- ・ EC、カナダから、②をオプションとする対案が示されたものの、コンセンサスが得られなかったため、カナダ主宰の電子メールによるWGを作ってテキストの修正案を作成することとなり、step 3のまま留め置かれた。

第 34 回会議 (H18 ; 2006 年)

<我が国の方針>

- ・ 我が国としては、「生産方法に係る任意表示」は企業の独自判断に委ねるのではなく、各国の判断により法令に基づき行うべきであることを引き続き強調すると共に、コンセンサスに向けた努力をすべきであるとの立場で対応したい。
- ・ 何年にも亘り議論しているが合意が得られないとして、議長が作業の中止又は中断を提案した。米国、アルゼンチン他数カ国が賛同。
- ・ ノルウェーが再度 WG を立ち上げて検討を継続することを提案し、EC、我が国を含め多くの国が支持し、最終的に作業を続ける合意が得られた。
- ・ WG は、ノルウェー、アルゼンチン、ガーナの 3 カ国が共同議長となり、全ての加盟国と国際機関を対象として、ノルウェーで開催されることとなった。
- ・ WG は、①各国の遺伝子組換え食品表示に係る取組の背景の検討、②各国の義務及び任意表示に係る基準、規制等の把握、③各国の義務及び任意表示の実施に係る経験の把握、④遺伝子組換え食品、特に表示方法に係る情報伝達方法の把握等を担うこととされたほか、これまで作業を行ってきた既存のドラフトのほか、コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則（特に、リスクマネジメントやリスクコミュニケーションに係る部分）等コーデックス関連文書や遺伝子組換え食品に係る WHO の疑問を扱った WHO の文書も考慮することとされた。

第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)

<我が国の方針>

- ・ 従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであり、我が国の表示制度との整合性にも留意しつつ対応したい。
- ・ また、第 33 回食品表示部会で提案された「消費者の健康や安全に関連する情報の義務表示」と「生産方法（遺伝子組換えを用いていること）に係る任意表示」の二つに分けることが議論の対象となった場合、「生産方法に係る任意表示」の内容が、各国の判断により表示を義務づけることができるという意味での「任意」であれば、受け入れる方向で対応したい。
- ・ 事前にノルウェーで開催された WG には、25 の国・機関が参加した。各国の遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品の表示に対するアプローチが 7 タイプに分類され、今後の対応について 9 つの選択肢が同定された。
- ・ 部会では、米国、豪州、アルゼンチン、チリ他数カ国が策定の中止を主張したが、多くのアフリカ諸国が作業の継続を主張し、これを我が国や EC 他多くの国が支持したことから、最終的に継続することで合意が得られた。
- ・ 新たな特別 WG は、ノルウェーの WG で副議長を務めたガーナで開催されることとなった。
- ・ 遺伝子組換え食品の定義を step7、ガイドライン原案は step3 とすること、ガイドライン原案の策定作業期限は 4 年間とすることが合意された。

第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)

<我が国の方針>

- ・ 我が国としては、従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであるが、コンセンサスが得られない場合は、先般のガーナ WG での議論を踏まえ、表示ガイドラインの有無ではなく、各国のアプローチが尊重されることが重要との立場で対応したい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に開催された WG では、既存のコーデックス規格等の GM/GE 食品の表示に関連しうる部分を基に GM/GE 食品表示についての文書（新ガイドライン案）を作成したが、タイトルや冒頭部分の書きぶりについての合意は得られなかった。 ・ この結果をふまえ、米国は、①各国が異なる法律、規則、社会的枠組みの下で異なるアプローチをとっており、これまで長い間議論を続けてきたが合意の見込みもないこと、②新ガイドライン案にある既存の文書の関連部分を抜粋した表について、これを各国で GM/GE 表示について検討する際の参考とできるため別途ガイドラインを作る必要性が薄いと見做し、コーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出することを提案し、アルゼンチン、メキシコ、カナダ等、多くの国や産業界側 NGO がこれを支持した。 ・ これに対し、EC は、新ガイドライン案は 15 年間の議論の成果であり、従前のガイドライン原案と差し替えて議論を進めることを主張し、ノルウェー、マレーシア、ブラジル、ナイジェリア等多くの国がこれを支持した。我が国も、合意に向けた努力が必要であり、新ガイドライン策定に向けた作業を支持した。 ・ 新ガイドライン案を土台として作業を進めていくことに多くの支持があったことから、従前のガイドライン原案に代えて、これを基とした検討を進めていくことが合意されるとともに、新ガイドライン案のタイトルを、その性質に鑑み、「ガイドライン」ではなく「提言 (Recommendations)」とすることが合意された。
--	---

WHA57.17 食事と運動と健康に関する世界戦略

第 57 回世界保健総会は、

非感染性疾患の予防と管理に関する WHA 決議 51.18 及び WHA 決議 53.17 並びに食事と運動と健康に関する WHA 決議 55.23 を再度採り上げ、

「世界保健報告 2002 年版」¹に示されているように、現在、主要な非感染性疾患による死亡・疾患・障害が死亡全体の約 60%、世界の疾病負担の 47%を占めており、2020 年までにはこの数字がそれぞれ 73%、60%まで上昇すると予想されることを採り上げ、

非感染性疾患による死亡の 66%が途上国で生じていること、また、途上国の患者の平均年齢が先進国に比べて低いことを指摘し、

こうした数字の上昇が人口統計及び生活習慣（食事や運動に関するものを含む）における拡大傾向の結果であることに危機感を抱き、

既存の膨大な知見及び公衆衛生上の可能性、不健康な食事と運動不足からくる主要リスクに対する曝露を低減することの必要性、結果的に生じる疾患のほとんどが予防可能であるという点を認識し、

複数の加盟国において実証されているように、行動面及び環境面のこれら主要な危険因子が、必要な公衆衛生対策を一致協力して実施することで容易に改善できることにも注目し、

世界の多くの地域、とりわけ途上国では、低栄養及び栄養不足を含む栄養不良が今もなお主要な死亡・疾病原因のひとつとなっていること、本戦略が栄養面の領域全体における WHO 及びその加盟国の重要な活動を補完するものであることを認識し、

国家、地域社会、及び個人が相互に依存し合っていること、また、個人や家族及び地域社会に力を与え、健康的な食事と運動に関して生活を高める積極的な意思決定を促す環境を作り出すために、他の利害関係者との連繋の下で、政府が中心的な役割を担っていることを認識し、

健康な生活習慣の支援、より健康的な環境の促進、一般の人々への情報及び医療サービスの提供、個人及び医療専門家など関連の専門家並びに非感染性疾患のリスク低減に関わる全ての利害関係者及び関係部門による、生活習慣の改善及び健康向上に対する重要な取り組みなど、非感染性疾患の総合的な予防と管理における食事と運動と健康に関する世界戦略の重要性を認識し、

本世界戦略を実施するためには、途上国における国家的尽力を国際協力によって支えることで、能力面の確立及び経済・技術支援を促進すべきであることを認識し、

先住民族の慣習も含め、食事や運動に関する伝統的な慣習がもつ社会経済的重要性及び潜在的な健康利益を認識し、

本戦略に含まれるいかなる事柄も、貿易制限措置や貿易の歪みをもたらす慣習を正当化するための根拠とみなされるべきではないことを再確認し、

エネルギー・栄養素・食物（遊離糖類、塩分、脂肪、果実、野菜、豆類、全粒穀類、木の実類を含む）の適正摂取量は、現在得られる最良の科学的エビデンスに基づき、また、加盟国の政策及びプログラムの一環として、文化的伝統や国内の食習慣及び慣習を考慮しながら、食事と運動に関する国のガイドラインに従って決定すべきであることを再確認し、

政府や市民団体、及び民間セクターを含む国際的コミュニティが、健康的な食事と運動のパターンを促進することに改めて取り組む時期がきたことを確信し、

WHA 決議 56.23 において、栄養や食事に関する健康的な選択を支援することを含め、加盟国がフードチェーン全体にわたってヒトの健康を保護するためにコーデックス委員会の規格を十分に活用することを強く推奨していることに留意し、

1. 以下に添付する食事と運動と健康に関する世界戦略を承認する。

2. 加盟国に対し、以下の事柄を強く推奨する。

(1) 適宜、国内の状況に合わせ、その全般的な政策及びプログラムの一環として、本戦略が推奨する対策措置を設置・実施・評価することで、健康的な食事と運動を通して個人及び地域社会の健康を増進し、非感染性疾患のリスクと罹患率を低減する。

¹ 世界保健報告 2002 年版「リスク低減と健康な生活の促進」（世界保健機関、ジュネーブ、2002 年）

- (2) 健康的な食事や運動を採り入れた、エネルギーバランスを向上させる生活習慣を促す。
- (3) 保健その他関連部門を通して本戦略を実施し、その効果のモニタリングと評価を行い、資源の投入・管理を指導するために、既存の組織を強化し、あるいは新たな組織を構築することによって、非感染性疾患の有病率及び不健康な食事と運動不足に伴うリスクを低減する。
- (4) 上記の目的のために、国内の状況に合わせて以下の事柄を設定する。
- 国の目標及び目的
 - その実現に向けての現実的な予定表
 - 食事と運動に関する国のガイドライン
 - 対策措置の正確なモニタリングと評価を可能にし、必要な事柄が明らかになった場合の迅速な対応を可能にする、プロセスと結果に関する測定可能な指標
 - 伝統的な食物や運動を保護し、促進するための措置
- (5) 学術団体、専門家組織、非政府組織、ボランティア組織、民間セクター、市民団体、業界団体を含め、本問題に関わるあらゆる社会・経済集団の動員を促し、本戦略の実施とその目的の実現に積極的かつ適切に取り組むことを求める。
- (6) 健康的な食事と運動を採り入れた生活習慣を実践することで、健康に対する個々の責任を果たすことのできる、望ましい環境作りを奨励し、促進する。
- (7) 貿易制限や貿易の歪みをもたらすような影響が生じるのを避けるために、本戦略を実施する中で採用された公共政策が、貿易その他関連の協定を含め、国際協定や多国間協定における個々の誓約に違反しないようにする。
- (8) 本戦略を実施する際には、弱者集団や特定の製品に対する意図せぬ影響のリスクを検討する。
3. 他の国際機関や団体に対し、それぞれの委任事項やプログラムの範囲内で、健康転換改善のための健康的な食事と運動の促進を優先させるよう呼びかけ、また、ドナーコミュニティを含む公共及び民間の利害関係者に対しても、同様に政府への協力を求める。
4. 本戦略の目的に沿って食品の健康基準を改善するために、コーデックス委員会に対し、その運営上の委任事項の枠組み内で取り得るエビデンスに基づく対策措置について、今後も詳細な検討を継続するよう要請する。
5. 事務局長に対し、以下の事柄を要請する。
- 加盟国の協力の下に、低栄養及び微量栄養素欠乏に関する研究を継続・強化し、栄養学の分野における進歩について加盟国に継続的な報告を行う（WHA 決議 46.7、52.24、54.2、55.25）。
 - 本戦略を実施し、そのモニタリングと評価を行うに際して、加盟国に対して技術的な助言を行い、要請があれば世界レベル及び地域レベルでの支援を動員する。
 - それぞれの国の食事において重要な部分を占める農産物の食事上の有益な効果に関する主張など、食事と運動と健康に関する国際的な科学的進歩や研究動向を継続的にモニタリングし、加盟国が自国のプログラムに最新の知見を採り入れられるようにする。
 - 拡大する非感染性疾患の世界的負担に対処する加盟国が、健康的な食事と運動のもつ費用効果及び貢献度についての認識を高められるように、技術情報、ガイドライン、研究、評価、擁護運動や訓練のための材料を継続的に作成・配布する。
 - 生涯にわたる健康的な食事と運動を促進するために、国連組織内の他の機関や相互の部局での国際協力を強化する。
 - 本戦略を実施し、健康的な食事と運動を促進するにあたって、非感染性疾患のリスク低減に尽力する市民団体や公共及び民間の利害関係者と協力し、その一方で利害の抵触の可能性を回避するようにする。
 - 国連組織内の他の専門組織や政府間機関と連携し、本戦略とその実施をめぐる健康上の側面、社会経済的影響、及び性別上の側面について評価とモニタリングを実施し、第 59 回世界保健総会で進捗状況の概要を示す。
 - 本戦略の実施について、第 59 回世界保健総会で報告を行う。

食事と運動と健康に関する世界戦略

1. 増大する非感染性疾病の深刻な負担を認識し、加盟国は事務局長に対し、幅広い協議を通して食事と運動と健康に関する世界戦略を構築することを要請した¹。世界戦略案の内容を決定するために、加盟国が参加して6回の地域審議会が開かれ、国連組織内の機関や他の政府間組織、市民団体及び民間セクターの代表らと交えて協議が行われた。独立した基準集団として、WHOの6つの地域の食事と運動に関する国際的な専門家からも助言を得た。

2. 本戦略では、非感染性疾病の主要な2つの危険因子、すなわち食事と運動を採り上げ、その一方で、WHOや各国において長年にわたって確立され、現在も継続して行われている、低栄養や微量栄養素欠乏及び乳幼児の栄養など、他の栄養関連分野の活動についても補充する。

課題

3. 先進国では既に、死亡や疾患の主要原因のバランスに大きな変化が生じており、多くの途上国でもこうした変化が進んでいる。世界的に、非感染性疾病の負担は急速に増大している。2001年には、年間5,600万件にのぼる死亡のほぼ60%を非感染性疾病が占めており、また、世界の疾病負担の47%を非感染性疾病が占めていた。これらの数字と将来予測される疾病負担の増大を考えると、非感染性疾病の予防は世界の公衆衛生にとって大きな課題のひとつである。

4. 「世界保健報告 2002年版」²では、大半の国々において、少数の主要な危険因子が疾患原因や死亡原因の大きな部分を占めていることが詳細に述べられている。非感染性疾病に関する特に重要なリスクには、高血圧、高血中コレステロール値、果物や野菜の摂取量が不適切であること、過体重又は肥満、運動不足、喫煙などが挙げられているが、これら危険因子のうち5つは食事や運動と密接に結びついている。

5. このように、不健康な食事と運動不足は、心血管疾患、2型糖尿病、ある種の癌を含む主要な非感染性疾病の原因の上位を占めており、世界の疾病負担、死亡、及び障害に大きく関与している。う歯や骨粗鬆症など、食事と運動不足に関係した他の疾患も、広く蔓延した疾病原因となっている。

6. 現在、非感染性疾病による死亡・疾病・障害の負担が特に大きいのは途上国であり、この負担は今も増大しつつある。途上国は先進国に比べると、平均して患者の年齢が低く、非感染性疾病による死亡の66%は途上国が占めている。また、食事や運動パターンの急激な変化によって、この数字はさらに上昇しつつある。喫煙もこれら疾患のリスクを上昇させるが、その機序は食事や運動とは概ね独立している。

7. 非感染性疾病が国の疾病負担の大きな部分を占める一部の先進国では、年齢別死亡率及び罹病率が徐々に低下している。冠動脈疾患や脳血管疾患及び喫煙に関連した一部の癌による若年死亡率の低減には一定の進歩が見られるようになってきたが、全般的な負担や患者数は依然として高い値を示しており、過体重や肥満の成人及び小児の数、それと密接な関係にある2型糖尿病の症例数は、多くの先進国で増加の一途をたどっている。

8. 非感染性疾病とその危険因子は、当初は低・中所得国の中の経済的富裕層に概ね限定されていたが、最近のエビデンスによれば、時間が経つにつれて不健康な行動パターンとそれに伴う非感染性疾病が貧困層に集中し、社会的・経済的不均衡をもたらす一因となっている。

9. 最貧国では、感染症と低栄養が現時点における疾病負担の大きな部分を占めてはいるものの、慢性疾患の主要な危険因子も拡がりつつある。途上国や、さらには富裕国の低所得層でも、過体重や肥満が増加している。不健康な食事と運動不足の原因に対する総合的アプローチは、将来的な非感染性疾病の負担低減に役立つと考えられる。

10. データが入手可能ないずれの国においても、非感染性疾病の基本的な決定要因は概ね同じである。非感染性疾病リスクを増大させる要因には、脂肪分や糖分及び塩分の多い高カロリーで低栄養な食品の摂取量が増えていること、家庭や学校、職場での運動量及び娯楽時や移動時の運動量が減っていること、喫煙などが挙げられる。一般人口におけるリスクレベルや関連の健康転帰にばらつきがあるのは、一部には、国レベル及び世界レベルでの経済的・人口統計学的・社会的変化の時期や大きさが異なっているためである。特に懸念すべき点は、小児期や青年期の不健康な食事、不十分な運動、エネルギーバランスの不良である。

11. 妊娠前及び妊娠中の母体の健康と栄養状態、並びに出生後初期の乳児の栄養状態は、生涯にわたり非感染性疾病の予防に重要な意味をもっていると思われる。生後6ヵ月間は母乳のみで育て、適切な栄養補充を行うことが、最適な身体的発育と精神的発達にとって重要である。出生前の発育不良や、場合によっては出生後の発育不良が見られる乳児は、成人期になって非感染性疾病を発症するリスクが高いように思われる。

12. 高齢者の多くは途上国の住民であり、一般人口の加齢は疾病パターン及び死亡パターンに大きな影響を及ぼす。そのため、多くの途上国では、感染症の負担が今後も続くのに加えて、非感染性疾病の負担も増大することが予想される。医療サービスの需要を減らし、そのコストを抑えるためには、増加する高齢者の人間的側面の維持に加え、健康と機能的な能力の維持がきわめて重要な要因のひとつとなるであろう。

¹ WHA決議 55.23

² 世界保健報告 2002年版「リスク低減と健康な生活の促進」(世界保健機関、ジュネーブ、2002年)